

記述された各手段は確かに欠点をもっているが、しかし、それらの欠点を明らかにし、かつ改正する途を開発するために、研究が行なわれている。他の欠点は、たとえば、積極的な手段により、疾病の発生率低下もしくは雇用傷害件数の減少を達成した企業および管理者や管理職の人びとに対する報酬も与えないで、それらの手段が管理的な性格や刑罰の性格をもっているということである。

Ekonomica opatreni ke snizeni nemoscnosti a urazovosti, Odborac (Czechoslovakia), No. 3, 1972, pp. 28-29; No. 110, '72/73.

老 齢 ・ 遺 族 保 険 制 度 の 主 要 な 諸 問 題

Ernest Kaiser* (スイス)

本稿では、筆者は1948年から1973年におけるスイス老齢・遺族保険制度(AVS)の発達について、過去に遡って行なった考察を示し、さらに、スイス社会保障の基本的な柱を樹立することにより達成される最終的な社会的目的と関連させて、AVSの将来の予想について概観を示している。この論文は社会的側面と経済的側面の双方で、連邦政府によるAVSの当初に考えられた特徴を強調しようとしている。

過去 年金のもつ社会的急務は3つの基本的な諸問題を提起した。

(a) 年金水準の決定 第2次世界大戦中には、賃金と収入の喪失に対する手当制度は、とくに従業員が4%を支払う拠出によって財源を調達された。4%の拠出による財源調達は基本的なAVS給付の失敗をもたらす発端となり、

その財源調達は25年も続いていた。1948年と同様に1972年には、平均賃金に対応させた単身者の老齢年金は、平均賃金の25%に相当していた。これらは基本的な給付だけであるが、それらの年金は拠出をなんら引上げることなく、賃金とともに増加してきた。

(b) 年金の構造 年金は社会的な基本原則にもとづいて計算され、かつある3者の連帯性を基盤としている。

世代間の連帯性 1948年以後、年金は拠出年数について要求された条件を満たしていないすべての人びとに支払われた。

異なった所得グループ間の連帯性は、拠出がすべての人びとに対して同一で、拠出がなんらの制限を設けることなくすべての所得から徴収されるので、漸減的な年金額の形に反映されている。現在、最高の年金額は最低額の2倍にすぎない。

単身者と夫婦の間における連帯性では、夫婦が単身者より60%高い年金を受給できることになっている。

(c) 賃金と物価の動きに対する年金の調整 AVSを改正するときには、基本的に先ず実施することは年金の購買力を回復させることであった。

1964年に行なわれた第6回の改正は、AVSと国民経済の間における密接な結びつきに留意していたし、また、とくに年金の調整と資本形成を参照しながら、社会保険の経済的な問題を研究するある専門家委員会の任命を連邦議会に納得させた。

将来 1972年末に、スイスの市民達は老齢・廃疾・遺族保険の諸問題を完全に解決する方法について、憲法にもとづく選択を要請された。それらの選択はある一般的に普及している年金か、あるいは3本の柱をもつ概念かのいずれかであったが、結果的には、後者が選ばれた。3本の柱というのはAVS(生存に必要なニーズのカバー)、企業保険(被用者が従来 of 生活水準を維持するのに必要とされる追加的な財源)、および貯蓄である。これは最終的な目的の

方向に前進する模範的な型である。

1973年の第8次改正は年金に50%の実質的な改善をもたらし、1975年における改正の第2段階は賃金と物価の予想された変動に対する年金の調整を設けるであろう。法律で規定された自動的調整の型は、憲法にもとづいて、結果的には、前述した1番目と2番目の柱が、被用者に従来の生活水準を維持させることのできる状況をもたらす。将来の改正は恐らく既婚女子の性別による立場と退職年齢に関連をもつものとなるだろう。

社会経済的な調和の観点からみれば、2つの問題が最も重要な関心の対象となる。つまり、それらは「国民経済と財源負担および資本形成の問題」である。1948年以後におけるAVS支出の絶対的および相対的な動きは、これらの問題の重要性を強調している。支出の増大は12,700万フランから約66億フランに、別な表現では、賃金の1.2%から9.1%に増えている。賃金に対する比率で示した将来の動向は、人口の変化および年金が調整される限度によって変る。今世紀末では、前述した1番目と2番目の柱およびその他の社会保険部門にかかる総支出は、賃金総額の約35%、別な表現で国民所得の20%以上の総費用になると予想されている。保護される危険は被保険者、使用者および公的な政府当局によって保証される。

社会保険の経済的効果が、予想される経済的な反応に照して正しく計算されるならば、社会保険の妥当な拡大は完全に実行できる。

国民経済と社会政策は、経済が反社会的であってはならないし、また、社会政策が経済に反するものであってはならないという基本原則を適用することによって、満足すべき発展の実現にそれぞれ寄与することができる。

Les grands problemes de l'AVS au cours des ans,
RCC, No. 5, 1973, pp. 232 - 244 ; No. 119, '72/3.

早期退職と退職年齢の 社会経済的側面

Dr. A. Nizan (イスラエル)

本稿には、高齢者の行為について経済的諸条件と社会的環境にかんする地域と国際的な考察で見出だされた事柄の再検討が示されている。

イスラエルの建国時に、ユダヤ系人口の僅かに3.8%が65歳以上であった。1961年には、その数字は5.0%で、1972年には、それは7.5%であった。1972年の初めでは、65歳以上の人口は197,000人で、65歳以上のユダヤ人と非ユダヤ人の合計は20万人であった。

イスラエルでは、男子は65歳で退職（訳注 稼得活動からの引退。以下同）するが、女子は60歳で退職し、これらの年齢で、国民保険公社から定期的支払いの年金が支払われる。医学的な資料は各国における退職年齢を定めるのに決定的な要素になっていないし、また、男子と女子の退職年齢の設けられたギャップを正当化する医学的証明は、まだ発見されていない。

1971年に、65歳以上の男子のうち33.0%は、かれらの仕事に留まっていた。他方、女子は5.0%だけが労働力に残っていた。平均では、国内の高齢者のうち、20.0%が労働を継続していた。しかし、年金年齢後に労働していた労働者のうち、ホワイトカラーとブルーカラーの人には、大きな相違が見うけられる。